

最高裁秘書第2269号

令和6年9月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

6月3日付け（同月4日受付、第060092号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所HPの「最高裁判所開廷期日情報」において、個別の事件の事件番号、事案の概要及び口頭弁論期日を公表するという運用によって、当該事件の当事者が不利益を被る可能性があるかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）